

サイバーセキュリティ意識の向上等に関する「協定」の締結について

近年、サイバー攻撃による情報流出やインターネットバンキング不正送金事案の手口の複雑・巧妙化など、サイバー空間の脅威が深刻化するなか、区民や区内所在の中小企業者のサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪(攻撃を含む。)による被害防止を図ることを目的として、中野区、警視庁中野警察署、警視庁野方警察署、東京商工会議所中野支部(以下「協定団体」という。)との間で「協定」を締結し、目的達成に向けた各種活動を連携して実施していくことから報告する。

1 締結予定日

平成30年12月中旬

2 協定名(案)

中野区サイバーセキュリティに関する協定

3 協定概要

協定団体は、本協定に関する連絡担当部署をあらかじめ定めるとともに、警視庁中野・野方警察署にそれぞれ事務局を置き、区民及び区内中小企業者のサイバーセキュリティ意識の向上やサイバー犯罪の被害防止を図ることを目的とした以下の活動を行う。

- (1) 区民及び区内中小企業者のサイバーセキュリティに関する意識向上を図るため、サイバーセキュリティに関するリーフレット等の配布及びポスター等の掲示を行うとともに、各種イベントや各種広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動等を実施する。
- (2) 区民及び区内中小企業者に対するセミナーを協力して行うこととし、セミナー開催に当たっての会場の提供、専門的知識を有する講師の選定及び派遣、ホームページ等を利用したセミナー参加者の募集に取り組む。
- (3) 区内におけるサイバー犯罪を認知したときは、相互に情報を共有し、区民及び区内中小企業者に対して、注意喚起のための情報発信を行う。

4 その他

区の連絡担当部署は、生活・交通安全分野とし、事務局主導により開催される連絡会に参加して協定団体との情報共有を行うとともに、協定に基づき各種活動を推進していく。